

石川県こども・若者の自殺危機対応チーム事業（仮称）の支援の流れ



こども・若者の支援機関（支援要請元）

公立小学校、中学校、
高等学校、義務教育
学校、特別支援学校

国立・私立
学校

専修学校・
大学等

市町等

直接支援

本人・家族

①自殺未遂歴がある②自傷行為の経験がある
③自死遺族④自殺をほのめかす言動がある 等
自殺リスクの高い方

①支援要請（様式1）

市町教育委員会
県教育委員会

②状況確認
（聞き取り等）

⑦結果報告
（様式5）

⑧経過確認

④助言・方針等
フィードバック

⑤必要に応じて連携

⑥必要に応じて
本人・家族を支援

こころの健康センター （コーディネート業務担当）

- ①支援依頼の受理
- ②チーム検討会議の調整
- ③結果報告の受理
- ④経過の確認

③ケース検討会議の開催
ケースの見立て、支援方
針の検討など



チームメンバー （専門家）

・精神科医
・弁護士
・心理職
・精神保健福祉士
等

県教育委員会

県障害保健福祉課

こども・若者の自殺危機対応チーム

県内の支援機関や医療機関

医療機関

関係支援機関

（県保健福祉センター、児童相談
所、警察、児童家庭支援センター、
女性相談支援センター等）

⑤必要に応じて
情報共有・連携